

第4回アジア子どもの権利フォーラム 2016 in インドネシア

大会宣言

2016年11月24日 バリ

第4回アジア子どもの権利フォーラムに集ったわたしたちは、
暴力の被害を受けている子どもたち（紛争下にある子どもたちを含む）および災害状況の影響を受けている人たちの脆弱性および苦しみを認識し、
差別、貧困ならびに人身売買、児童労働、性的搾取、薬物、虐待・ネグレクト、体罰、いじめおよび有害な伝統的慣行等の暴力などにより権利が侵害されている数多くのアジアの子どもたちに対する関心を喚起し、
アジアのすべての国が締約国になり、いまやわたしたちにとって共通の言語および手立てとなっている子どもの権利条約で認められているように、子どもが権利の全面的な主体であり、そしていまの社会を構成する一員として尊重されることをあらためて確認し、
子どもの権利条約に掲げられたすべての権利が、4つの一般原則（すなわち差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達への権利および子どもの意見の尊重の原則）をとくに重視しながら、すべての子どもに対してあらゆる場面で保障・確保されなければならないことを念頭におき、
子どもをめぐる状況に関するデータや実態、子どもに関わる法律・政策、取り組み・実践などを共有しつつ、子どもの権利の実施に関わる研究を通じた情報の形成および交換の進展が重要であることを再度確認し、
すべての関係者に対し、子どもに関わるあらゆる活動において子どもの最善の利益を確保し、子どもの意見表明・参加の権利を保障すること、そのために子どもに関わる法律・政策・プログラムその他の措置の策定・実施に子どもが参加するための体制および仕組みを創設するよう奨励し、
アジアの他の国々に対し、「子どもにやさしいアジア社会」づくりに向けて活動するために、この「アジア子どもの権利フォーラム」に加わるよう呼びかけ、
子どもの権利条約を基盤にして、研究者・専門家ならびに政府・国際機関・NGO／市民社会などが協働して、アジア各国およびアジア全体における子どもの権利の効果的実現を追求していくことを決意し、
2009年の第1回ソウル大会（全体テーマ：東アジアにおける子どもの権利の現状と課題）、2011年の第2回東京大会（全体テーマ：子どもにふさわしい世界の創造）、2014年の第3回ウランバートル大会（全体テーマ：子どもにやさしいアジア社会の構築）の成果を引き継ぎ、
第4回バリ大会の全体テーマである「子どもにやさしいまちづくりと子どもの最善の利益の実現」に向けて、以下のような取り組みを促進することに合意した。

1. アジアのすべての国が子どもの権利条約の締約国になっていることを踏まえ、すべての国が子どもの権利を包括的にかつ効果的に保障するための子どもに関わる法律の改正・制定に適宜取り組むこと。また、少年司法をめぐる問題・基準についてアジア諸国で揺り戻しが生じていることを認識し、協力しながら政府を説得して国際基準を支持させること。
2. 子どもがそのライフサイクル全体を通じて権利の全面的な主体であることを認め、子どもの権利条約の趣旨や規定を広報・普及すること、とくに幼児期に対するものを含め、この点に関わるメディアを通じた広報・啓発および教育・学習を促進すること。
3. 子どもに関わるあらゆる活動において、子どもが自己の最善の利益を評価され、かつ第一義的に考慮されることが権利として保障されることを確保するとともに、子どもの権利の実現のための適切かつ十分な予算配分および保健・福祉・教育・暴力からの保護のような基礎的サービスにおける介入を通じて、増大しつつある子どもの社会的・経済的格差および貧困の問題に対応すること。
4. 自己に関わる問題に関して意見を聴かれることおよび意見表明ならびに積極的参加についての子どもの権利は、おとなの意思や事情等によって左右されるものではなく、子どもにとって必要かつ重要な権利であることを認識し、その権利を実現するための仕組みをつくとともに、子どもの年齢、能力および状況に合わせてこの点に関する子どもの支援を行なうこと。
5. 子どもが、いかなる差別も受けず、いのちが大切にされ、安心かつ安全な環境の下で成長・発達できるようにするため、法律・政策・プログラムのようなあらゆる行動および取り組みを子どもの権利の視点から見直し、再構築していくとともに、そのようなあらゆる取り組みにおいて子どもの権利を主流化していくこと。また、女子に対するあらゆる形態の差別を終了させること。
6. 搾取・虐待・体罰・いじめなど子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止・禁止にむけた立法・政策・意識啓発などを速やかに発展させ、実施するとともに、これらの取り組みを通じて、子どもに対するあらゆる形態の暴力の防止・禁止のための包括的な計画および行動基準を策定し、かつ子どもがいかなる時にも保護されることを確保すること。あらゆる形態の児童労働・搾取の禁止に向けて漸進的に行動するとともに、それらの労働に従事している子どもおよびその家族に実行可能な代替的選択肢を提供し、あわせて教育への権利および成長・発達を保障するためのあらゆる措置をとること。
7. 子どもとともにその親・家族に対する支援に総合的かつ継続的に取り組むとともに、保育者・教職員など子どもに関わる支援者の権利を保障し、適切な子ども支

援ができるよう条件整備を含む多様な支援政策を促進すること。

8. 子どもをめぐる諸問題に個別対応するだけでなく、まち全体が子どもにとって安心・安全の下で遊び・学び・育ち・参加の場になるよう、子どもにやさしいまちはすべての人にやさしいまちであることも強調しながら、子どもの権利条約に基づいた「子どもにやさしいまち」づくりをすすめること。
9. 近年、ネパール、インド、バングラデシュ、フィリピン、インドネシアで発生した自然災害が生存・保護・発達・参加に対する子どもの権利に長期的影響を及ぼしているように、気候変動が、それによってアジア諸国で生じてきた破壊的帰結のゆえに子どもの権利と正義の問題であることを認識するとともに、関係国内機構に対し、災害危機管理および環境保全・保護についての国家的行動計画の中に子どもに関わる問題および子どもたちの関心事を盛りこむよう促すこと。
10. 各国政府・自治体、国内機関・国際機関、研究者・専門家、NGO／市民社会、子どもグループ／フォーラム／クラブ、民間セクターなどが協働しながら、「子どもにやさしいまち」づくりに関する国内的取り組みを通じて「子どもにやさしいアジア社会」の構築に向けて活動すること。